

宮崎市森林整備計画書

自 平成30年 4月 1日

計画期間

至 平成40年 3月31日
(平成31年 3月29日変更)

宮 崎 県

宮 崎 市

目 次

1 変更理由	1
2 変更の始期	1
3 変更の内容	1

1 変更理由

計画書の変更が生じたため、森林法（昭和26年法律第249号）第10条5第1項の規定に基づき策定した宮崎市森林整備計画書の一部を、同法第10条の6第3項に基づき変更する。

2 変更の始期

平成31年4月1日から適用する。

3 変更の内容

① 「I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項」の「2 森林整備の基本方針」、「(1) 地域の目指すべき森林資源の姿」を次のとおり変更する。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、森林資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市では国・県の計画を踏まえて平成29年3月に策定した「第12次宮崎市農林水産業振興基本計画」に基づき、「多様なニーズに応える「力強い林業」を目指します。」「快適な生活環境を守る豊かな森林づくりを目指します。」を基本目標に森林整備を進めていくものとする。そのために、本市は本格的な収穫時期を迎え充実した森林資源の循環・利用を推進しつつも、多面的機能を総合的かつ高度に発揮する森林を目指すこととする。

また、循環型森林施業を推進するため、現在40%台の植林率を、70%まで引き上げることとし、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう、適切な間伐等の実施、的確な更新の確保、長伐期化等を推進することとする。

なお、森林の有する多面的機能を高度に発揮するうえで望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的

向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

- ② 「Ⅰ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項」の「2 森林整備の基本方針」の「(2) 森林資源の基本的な考え方及び森林施業の推進方策」の「イ 山地災害防止機能／土壌保全機能」を次のとおり変更する。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

溪岸浸食や土砂流出の防止を図るため、自然植生による溪畔林を保全し、水質保全、動植物の生態系の保護にも寄与するものとする。

- ③ 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」を次のとおり変更する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、「Ⅰの2の森林整備の基本方針」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとする。

- ④ 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）」の「3 その他必要な事項」を次のとおり変更する。

森林所有者は、所有している森林の境界の確認や、日頃の見回りを行い、森林が荒廃により災害の原因とならないよう適正に管理するものとする。

伐採しようとする森林の隣接地に、人家や公共施設等の重要保全対象のある場合等には、地形、地質等林地の状況を勘案した上で一定の保護樹帯を設置する等、大面積の皆伐を避けることとし、自然災害、人的災害等の各種災害が起因しないように伐採残木の処理を適切に行い、無秩序な伐採や植栽未済地の抑制を図り、伐採跡地について早期の更新に努めるものとする。

また、森林を伐採するに当たっては、あらかじめ、隣接所有者と境界の確認を行って無断伐採を防止し、森林法その他法令の規定による申請、届出等を漏れなく行わなければならない。

さらに、「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する際は、自治会や土地改良区等、地元関係団体と事前協議を要することとし、伐採箇所には、適合通知又は確認通知の表示等を掲示し、伐採等について地域住民に周知するものとする。

なお、市道、農道、林道等の公共道路を使用する場合は、破損しないよう十分に注意し、使用后に破損が判明した場合には、破損の原因者により破損箇所の復旧を行うこととする。

- ⑤ 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第2 造林に関する事項」及び「1 人工造林に関する事項」を次のとおり変更する。

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとする。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとする。

区 分	針広葉樹別	樹 種 名
人工造林の 対象樹種	針葉樹	スギ、ヒノキ、クロマツ、カヤ、モミ、イチョウ、イヌマキ
	広葉樹	クヌギ、ナラ、カシ類、ケヤキ、ホオノキ、ヤマグワ、センダン、クスノキ、タブノキ、シイノキ、マテバシイ、ミズメ、ヤマザクラ、イヌエンジュ、クリ、カエデ類

上記以外の樹種を選定する場合は、林業普及指導員又は当市の林務担当部局等と相談のうえ、適切な樹種を選定することとする。

- ⑥ 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「2 造林に関する事項」の「3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」を次のとおり変更する。

森林の区域	備 考
該当なし	<p>本表は、森林の区分を「該当なし」と記載していますが、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」が皆無であり、あまねく天然更新で良いという意味ではありません。</p> <p>適確な更新が行われなければ、森林が荒廃し災害の原因になる等の森林の多面的機能が低下しますので、伐ったら植えて育てるのサイクルにより森林資源を持続的に循環利用することが重要です。</p> <p>これらのことを踏まえ、特に、木材生産機能維持増進森林及び人家や道路、河川等に隣接する森林においては、極力、天然更新ではなく人工造林をお願いすることとします。</p>

- ⑦ 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項」の「1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針」を次のとおり変更する。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、本市による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について、森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

- ⑧ 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」に関する基本的な事項」の「第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項」に「4 森林経営管理制度の活用に関する事項」を追加し、4を5に変更する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税（仮称）を活用しつつ、市森林経営管理事業を実施することにより、

適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理集積計画又は経営管理実施権分配計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

- ⑨ 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」に関する基本的な事項」の「第6 森林施業の共同化の促進に関する事項」の「1 森林施業の共同化の促進に関する方針」を次のとおり変更する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市における森林所有者の大部分は保有規模が5ha未満の小規模所有者であり、森林施業を計画的、重点的に行うため、市、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定の締結等により施業の確実な実施の促進を図るものとする。

特に、本市の林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進を通じて資本の整備、作業班の拡充・強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、森林GISを活用した境界の確認など森林管理の適正化を図るものとする。

- ⑩ 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」に関する基本的な事項」の「第8 その他必要な事項」の「1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項」を次のとおり変更する。

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市における森林所有者の大部分は保有規模が5ha未満の小規模所有者であり、また、保育対象年齢の森林が多いことから、林業経営の採算性を維持することは困難である場合が多い。

従って、森林の施業又は経営の長期委託や、森林施業の共同化・合理化を進めるとともに、林道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、伐採時期を迎える森林においては、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班を拡充することにより、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

なお、林業労働者及び林業後継者の育成及び確保方策は次のとおりとする。

○ 林業従事者の養成・確保

就業相談会の開催、就業体験等の実施、「みやざき林業大学校」における知識や技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業従事者のキャリア形成支援、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を一體的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

○ 林業事業体の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業に従事する者の養成及び確保に関する事項」に基づき意欲ある事業体の認定を行うとともに、認定した事業体に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与、福利厚生施設等の整備や社会保険・林業退職金共済掛金等の助成などの事業合理化や雇用改善に必要な支援を行うものとする。

- ⑪ 「V その他必要な事項」の「1 森林経営計画の作成に関する事項」の「(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項」に「エ IIIの森林の保護に関する事項」を追加する。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画するよう指導を行うものとする。

エ IIIの森林の保護に関する事項

森林経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

- ⑫ 「V その他必要な事項」に「6 森林経営計画管理制度に基づく事業に関する事項」を追加し、「6 その他必要な事項」を「7その他必要な事項」に変更する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
—	—	—	

- ⑬ 付属資料の「3 参考資料」に「(7) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況」を追加する。

(7) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
—	—	—	—